

第84号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

船越・田の浜地区 防災集団移転促進事業移転先団地空き区画の一般公募（分譲）について

山田町では、災害危険区域内で被災された方々の住宅再建のため、防災集団移転促進事業において住宅用地の整備を進めてきましたが、住宅再建方法の意向変化などに伴い、各団地内で空き区画が生じています。

これまで、災害危険区域内で被災された方を対象とした追加募集を行って来ましたが、下記の団地において空き区画が解消されていないことから、今般、募集条件を大幅に緩和し、町内で被災し、住宅再建していない世帯を優先に、それ以外の一般の世帯までを対象とする「一般公募」を行うこととなりました。希望される方は、町建設課で配布する募集案内を必ずご確認ください。下記によりお申込みください。

なお、今回の一般公募は、岩手県から承認が得られた船越・田の浜地区から先行して行うものです。織笠地区及び山田地区については、現在、一般募集に向け準備作業中であり、募集時期については改めてお知らせします。

1. お申込み資格

移転先団地内に居住するための宅地を購入する方またはその親族の方（法人は除く。）

※自己居住用の戸建て住宅建設用地を求めの方を対象とした募集ですので、アパート、集合住宅、倉庫、作業場、駐車場等の建築を目的とする申込みはできません。

2. お申込みできる宅地数

1世帯につき1宅地まで

3. 申込み方法等

(1) 申込期間

令和元年11月1日（金）～令和元年11月29日（金）

受付時間：午前9時00分～午後5時00分 ※平日のみの受付となります。

(2) 申込先

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号 山田町建設課都市整備第1チーム

(3) 申込書類

町建設課で配布していますので、町建設課窓口までお越しください。

4. 宅地の決定

宅地決定にあたり優先順位を設けており、1つの宅地に複数の申込みがあった場合、町内で被災し、住宅再建していない世帯を優先に宅地を決定します。ただし、1つの宅地に複数の方からの申込みがあった場合で、優先順位が同位だった場合は抽選となります。

5. 一般募集の対象となる宅地

	団地名	申込番号	面積	宅地規模	分譲単価	分譲価格
1	船越第1	4-3	327.61㎡	約100坪	17,100円/㎡	5,602,131円
2	船越第1	4-5	325.83㎡	約100坪	17,960円/㎡	5,851,906円
3	船越第1	4-7	328.24㎡	約100坪	17,610円/㎡	5,780,306円
4	船越第1	4-8	325.99㎡	約100坪	18,280円/㎡	5,959,097円
5	船越第1	6-1	228.83㎡	約70坪	17,970円/㎡	4,112,075円
6	船越第1	9-2	328.07㎡	約100坪	17,100円/㎡	5,609,997円
7	船越第2	1-1	356.44㎡	約100坪	11,760円/㎡	4,191,734円
8	船越第2	1-3	351.96㎡	約100坪	11,670円/㎡	4,107,373円
9	船越第2	1-4	352.65㎡	約100坪	12,110円/㎡	4,270,591円
10	船越第2	1-8	230.91㎡	約70坪	10,880円/㎡	2,512,300円
11	船越第2	1-9	230.72㎡	約70坪	12,120円/㎡	2,796,326円
12	船越第2	3-4	177.36㎡	約50坪	12,110円/㎡	2,147,829円
13	船越第5	1-2	330.45㎡	約100坪	11,730円/㎡	3,876,178円
14	船越第5	2-1	164.95㎡	約50坪	11,540円/㎡	1,903,523円
15	船越第5	2-4	232.16㎡	約70坪	11,900円/㎡	2,762,704円
16	船越第6	2-1	231.86㎡	約70坪	12,680円/㎡	2,939,984円
17	船越第7	1-9	230.92㎡	約70坪	12,730円/㎡	2,939,611円
18	船越第8	6-1	165.78㎡	約50坪	13,990円/㎡	2,319,262円
19	船越第8	6-2	168.00㎡	約50坪	14,020円/㎡	2,355,360円
20	船越第8	6-3	165.88㎡	約50坪	14,670円/㎡	2,433,459円
21	船越第8	6-5	167.99㎡	約50坪	14,150円/㎡	2,377,058円
22	船越第8	7-1	166.99㎡	約50坪	14,440円/㎡	2,411,335円
23	船越第8	8-2	330.05㎡	約100坪	14,600円/㎡	4,818,730円

※各宅地の詳細は、町建設課で配布する募集案内に掲載しています。

【お問い合わせ】

町建設課 都市整備第1チーム ☎0193-82-3111 (内線238、243)

県営災害公営住宅入居者再募集について

※災害公営住宅は、東日本大震災で被災された世帯が申し込める住宅です。

町内にある県営災害公営住宅の入居者を募集します。申込方法など詳細は、岩手県建築住宅センターへお問い合わせください。

1. 募集団地

タイプ	団地名		間取り	募集戸数	備考
集合・鉄骨造	豊間根		1DK	2戸	●申込先・問い合わせ 岩手県建築住宅センター (電話：0120-208-201 または019-623-4414) (*) ペット飼育可の住戸です。 ※織笠1号棟以外は、ペットの飼育はできません。
			2DK	5戸	
			3DK	10戸	
集合・鉄筋コンクリート造	織笠	1号棟(*)	2DK	1戸	
		2号棟	2DK	2戸	
	大沢		3DK	2戸	
	北浜	1DK	3戸		
		2DK	1戸		
		3DK	5戸		

2. 募集・受付期間

令和元年11月5日(火)～11月15日(金)

3. 募集案内配布場所

岩手県建築住宅センターのホームページ(<http://www.ikjc.or.jp/>)、岩手県ホームページ(<http://www.pref.iwate.jp/>)からダウンロードできるほか、町建築住宅課、豊間根支所、船越支所でも配布します。

○町営災害公営住宅は、すべて随時募集しております。

詳しくは、山田町町営住宅管理センター(電話81-1822)へお問い合わせいただくか、同センターホームページ(<http://koeijutaku.com/yamadatown/>)をご覧ください。

山田地区震災復興土地地区画整理事業の換地処分の登記完了について

山田都市計画事業山田地区震災復興土地地区画整理事業につきましては、令和元年9月20日に岩手県知事より換地処分の公告がなされて以降、法務局において土地地区画整理登記を行うため、土地建物に関する一般の登記が停止されておりましたが、この度登記が完了し、各種登記ができるようになりましたので、お知らせいたします。

なお、本事業地区内において建築行為等を行う際には、都市計画法第58条の2に基づく地区計画の申請が引き続き必要となりますので、ご注意願います。

申請方法につきましては、下記問い合わせ先にご連絡いただくか、町ホームページの「地区計画の届出」をご覧ください。

【お問い合わせ】

町建設課 都市計画係 ☎0193-82-3111 (内線236、239)

町では、防災集団移転促進事業で買取した土地の利活用を図るため、利用可能な次の区画の利用を希望する方を募集します。応募資格や申込書類等、詳細につきましてはお問い合わせください。

1. 公募期間

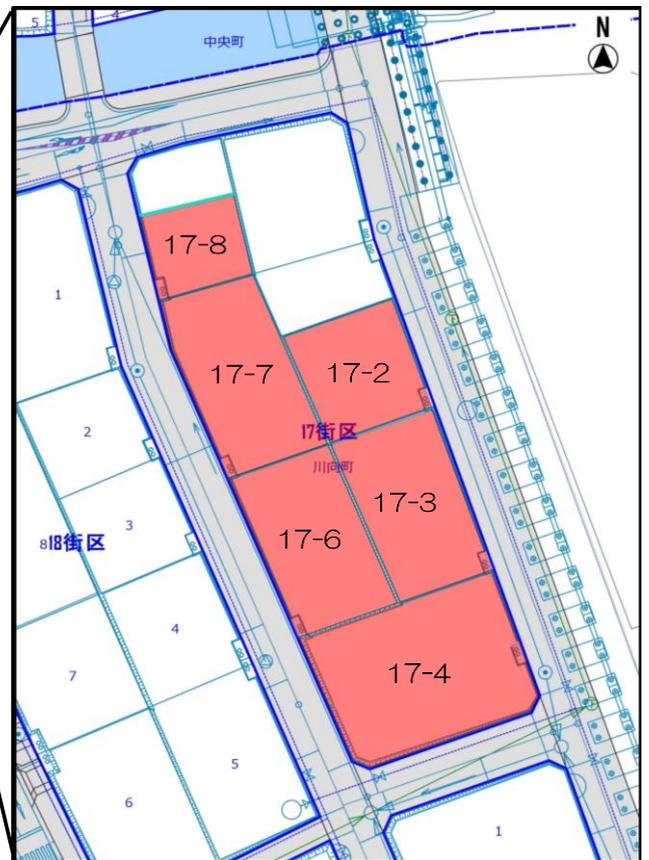
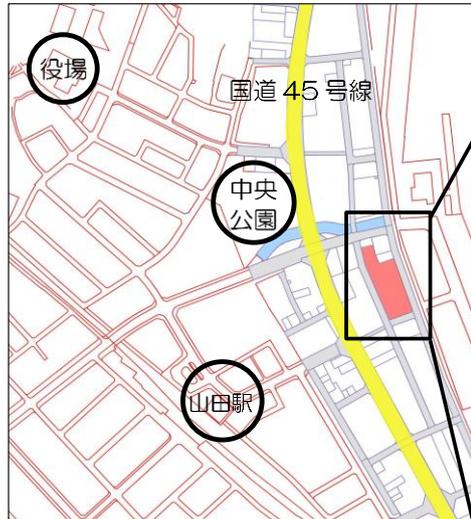
令和元年11月1日（金）～ 令和元年11月22日（金）

2. 公募地の概要（17街区）

※建物設置の場合

区画番号	面積	賃料（月額）		契約保証金	用途地域
		20年目まで	21年目から		
17-2	334㎡（101坪）	10,062円	20,125円	805,000円	準工業
17-3	457㎡（138坪）	13,773円	27,546円	1,101,000円	準工業
17-4	727㎡（220坪）	21,921円	43,843円	1,753,000円	準工業
17-6	449㎡（136坪）	13,541円	27,082円	1,083,000円	準工業
17-7	484㎡（146坪）	14,582円	29,165円	1,166,000円	準工業
17-8	204㎡（61坪）	6,146円	12,292円	491,000円	準工業

3. 位置図



4. 利用条件

- ・ 自己利用の方が対象です（貸店舗は可）。
- ・ 居住用には利用できません。
- ・ 駐車場など建物を設置しない目的で利用する場合は賃料や契約保証金、契約期間等が変わります。詳しくは募集要項をご覧ください。

【お問い合わせ】 町建設課 用地チーム ☎0193-82-3111（内線244、248）

災害援護資金の貸付（令和元年台風第19号）についてのご案内

令和元年台風第19号により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

町では、令和元年台風第19号により被害を受けた世帯の町民である世帯主の方に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行います。

1. 対象となる世帯及び貸付限度額

- (1) 令和元年台風第19号による被災日に、山田町に居住する世帯
- (2) 次のいずれかの被害を受けた世帯

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷がない場合	世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合
家財及び住居に損害がない	—	150万円
家財のおおむね1/3以上が損害を受けた	150万円	250万円
住居が半壊した	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居が全壊した	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失・流失した	350万円	350万円

【住居の被害について】

- ・（ ）の金額は、被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分の取壊しなど特別の事情があるときの限度額です。
- ・ 住居については、自己所有であることが原則です。ただし、賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊により引き続き居住できない場合は対象となります。

【世帯主の負傷について】

- ・ 令和元年台風第19号による負傷が対象となります。

- (3) 世帯の平成30年分の総所得が次の表の額未満であること。この額を超えると貸付けられません。

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯の人数にかかわらず、1,270万円
総所得額※	220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に1人増すごとに30万円を加えた額	

※ 総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

2. 貸付条件

利率	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1.5%（据置期間は無利子） ※申込時点において借受申込人の年齢が65歳以上の場合は、連帯保証人を立てる必要があります。
償還期間	10年（据置期間を含む）
据置期間	3年
償還方法	年賦、半年賦又は月賦 元利均等償還（繰上償還可）

【連帯保証人を立てる場合の連帯保証人の要件】

- ① 弁済の資力を有すること。
- ② 原則として、山田町内に居住していること。
- ③ 借入申込者と同一の世帯に属する者ではないこと。
- ④ 災害援護資金の借入申込者（借受人）となっていないこと。
- ⑤ すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと。
- ⑥ 申込時点で65歳未満であること。

3. 申込みについて

(1) 借入申込者 被害を受けた世帯の世帯主

(2) 申込みに必要な書類

借入申込者	① 災害援護資金借入申込書 ② 罹災証明書 ③ 世帯全員分の平成30年分所得証明書 ④ 世帯全員分の住民票の写し ⑤ 医師の診断書（療養見込期間と療養概算額が記載されているもの） ※ 世帯主が負傷し、療養期間が1か月以上見込まれる場合必要となります。
連帯保証人	① 住民票の写し ② 保証能力を証明するに足りる書類 例として ・所得証明書 ・源泉徴収票 ・固定資産評価証明書 ・預金通帳の写し など

※状況により、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

4. 貸付審査及び決定について

借入申込書の受付後、町の貸付審査委員会において、貸付の可否を判断します。

審査の結果、貸付の決定を行った場合は「貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「貸付不承認決定通知書」をお送りします。

各書類審査に時間を要するため、申込書受理後、通知書をお送りするまで1か月以上要する場合がありますのでご了承ください。

5. 借用書等の提出について

貸付の決定を受けた方は、次の書類を提出してください。なお、詳しい手続き方法は、「貸付決定通知書」にてご連絡いたします。

- ・借用書
- ・印鑑証明書
- ・貸付金の振込を希望する通帳の写し

6. 申請期限

令和2年1月31日（金）

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371）